

議案第71号

長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について

地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

令和5年9月5日提出

清水町長 阿部 一 男

## 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約を定めるものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第2条 政令第167条の17に規定する条例で定める契約は、次に掲げるものとする。

- (1) 物品を借り入れる契約であって、商慣習上翌年度以降にわたり契約を締結することが一般的であるもの
- (2) 経常的かつ継続的な役務の提供を受ける契約であって、毎年4月1日から役務の提供を受ける必要があり、翌年度以降にわたり契約を締結しなければ、安定的な役務の提供の確保に支障を及ぼすおそれがあるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。